

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険に関する業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山鹿市は、介護保険に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山鹿市長

公表日

令和6年12月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に基づき、介護保険被保険者の管理を行い、認定及び受給、給付、賦課・徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑦介護保険法に基づき、被保険者の管理並びに認定・受給・給付・賦課の事務 ⑧保険者事務共同処理業務</p> <p>高額介護（予防）サービス費の給付に係る事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「⑧保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。</p>
③システムの名称	<p>介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムに使用するデータについて、電子メール方式で保険者（市町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、世帯員情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第9条第1項別表第100項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表 【情報照会の根拠】 : 131、132の項 【情報提供の根拠】 : 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 長寿支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底する ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う ・複数人での確認及び上席による最終確認を行う	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I-1-③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払システムに使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	
平成29年2月1日	I-1-②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、介護保険被保険者の管理を行い、認定及び受給、給付、賦課・徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑦介護保険法に基づき、被保険者の管理並びに認定・受給・給付・賦課の事務 ⑧保険者事務共同処理業務 高額介護(予防)サービス費の給付に係る事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。本業務について、当市では、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	介護保険法等の規定に基づき、介護保険被保険者の管理を行い、認定及び受給、給付、賦課・徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑦介護保険法に基づき、被保険者の管理並びに認定・受給・給付・賦課の事務 ⑧保険者事務共同処理業務 高額介護(予防)サービス費の給付に係る事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「⑧保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	
平成29年2月1日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :93、94の項(情報提供の根拠) :1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第46、47条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、47条	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :93、94の項(情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第46、47条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、25、25の2、30、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条	事後	主務省令の追記
平成29年2月1日	II-1対象人数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成29年2月1日	II-2取扱者数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	徳永 謙吾	小川 浩伸	事後	
平成30年5月31日	I-5-②所属長の役職名	長寿支援課長 小川浩伸	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	II-1対象人数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	II-2取扱者数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II-1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II-2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II-1対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年5月31日	II-1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II-2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II-1対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II-2取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-1対象人数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-2取扱者数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :93、94の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第46、47条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、25、25の2、30、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :93、94の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第46、47条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、25、25の2、30、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条	事後	法改正に伴う修正
令和4年11月30日	II-1対象人数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	II-2取扱者数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	II-1対象人数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	II-2取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	I-3法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第68項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表第100項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :93、94の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第46、47条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、25、25の2、30、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条	番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報照会の根拠】 :131、132の項 【情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	II-1対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	II-2取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	IV-8人手を介在させる作業		2) 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底する ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う ・複数人での確認及び上席による最終確認を行う	事前	様式の改正に伴うもの
令和6年12月5日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底する ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う ・複数人での確認及び上席による最終確認を行う	事前	様式の改正に伴うもの